

特定非営利活動法人トリコロールスポーツクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人トリコロールスポーツクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、埼玉県民とさいたま市民に対し、スポーツの普及・強化と豊かなスポーツ文化の構成、地域とそこに住む人々の結びつき更にはそこからグローバルな人材を強化する事業を行い、地域社会の活力発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツの普及、強化事業
 - ② 各種スポーツ教室、健康づくり教室の企画と運営事業
 - ③ 各種スポーツ大会の企画、運営事業
 - ④ 各種スポーツ教室、健康づくり教室への指導者育成事業
 - ⑤ 学校部活動廃止により受け皿としてのスポーツ活動事業
 - ⑥ 埼玉県民誰もが参加できるスポーツ、文化、芸術のイベント企画、開催、運営事業
- (2) その他の事業
 - ① 前号の事業に必要な用具の販売事業

- ② 参加者の送迎事業
- ③ スポーツ保険加入サポート事業
- ④ スポーツとSDGs（使用していた用具や衣類を集め無償で配布する）事業

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会員

（会員の種類）

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、總會において正会員総数の3分の2以上の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、總會において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合

には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくは法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受け
る者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 会員の除名
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会における表決権等）

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（総会の議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理及び区分)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

- 2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	村川 浩士
副代表理事	鹿野 守
〃	那須野 容子
理事	大塚 源
〃	栗原 貴音

#	能登 大輔
#	三上 泰生
#	米沢谷 将
監事	菊川 みなみ
監事	金澤 亮介

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員
- ① 入会金 7,000円
 - ② 年会費 7,000円
- (2) 賛助会員
- ① 入会金 7,000円
 - ② 年会費 7,000円

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

長年任意団体としてスポーツ事業を中心に活動してきましたが、近年の社会情勢の変化により子供達のスポーツ環境が変化してきました。

特に物価上昇により立場の弱い子供達に掛ける費用の削減や付き添いの時間を仕事に回す事で子供達が屋外で体を思いっきり使い健康向上する事に制限が掛かっている状況です。中学生に於いては教職員への負担があり全国的に部活動廃止傾向と成っております。子供達もスポーツ大会に参加の意思を示していても人数が足りなく合同チームでの参加する事しか出来ない環境と成っております。日頃の努力をした結果をアピールする場所が(試し合い)必要な環境を整えたく活動を行い、社会貢献活動としての事業を展開していきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経過

体験練習会に参加したメンバーを中心に2018年4月より任意団体として活動を開始し、定期的に活動を行い7年経過しました。事業を拡大するためNPO法人化の検討を始め、2023年10月より各機関へ相談し、要件等を確認したうえで、団体内部で勉強会を重ねてきました。2024年11月より準備会を実施し、2024年12月に設立総会を開催しました。

今後継続的な事業を展開し、団体としての運営を強化するためにも、NPO法人化は不可欠と考えています。

2018年 4月	体験練習会に参加したメンバーで任意団体トリコロールF.Cを設立
2018年 5月	任意団体としてサッカーを定期的に行う
2020年 9月	任意団体として体操教室を定期的に行う
2023年10月	NPO法人化の勉強会開催
2024年11月	準備会(発起人会)を実施
2024年12月	設立総会の開催

2025年 4月 3日

特定非営利活動法人トリコロールスポーツクラブ

設立代表者

氏名 村川 浩士

役員名簿

特定非営利活動法人トリコロールスポーツクラブ

役名	(ふりがな) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	むらかわ ひろし 村川 浩士		無
理事	しかの まさる 鹿野 守		無
監事	きくかわ みなみ 菊川 みなみ		無
理事	なすの ろうこ 那須野 容子		無
監事	かなざわ りょうすけ 金澤 亮介		無
理事	よねざわ たつ 米沢谷 将		無
理事	おおつか げん 大塚 源		無
理事	の だいすけ 能登 大輔		無
理事	みなみ やすお 三上 泰生		無
理事	くりはら たかお 栗原 貴音		無

(備考) 以下、申請の際は削除

- 1 用紙の大きさ 日本工業規格 A列 4 番
- 2 特定非営利活動法人〇〇〇〇には、認証を受けようとする法人の名称を記載してください。
- 3 「役名」の欄には、「理事」、「監事」の別を記載してください。(団体内部の役名(代表理事など)ではなく、法律上の「理事」又は「監事」を記載)
- 4 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法の施行に関する条例第 2 条第 2 項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 5 「役員報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。(役員総数に対する報酬を受ける役員数の割合は、3 分の 1 以下でなければならない(法第 2 条第 2 項第 1 号ロ))
- 6 名簿の行数は、人数に合わせて増減してください。

2025

年度事業計画書

特定非営利活動法人トリコロールスポーツクラブ

1 事業実施の方針

さいたま市内の中学生や小学生に対して「スポーツ環境を整備」提供する事で、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造する。

2 事業の実施に関する事項（設立の日 ～ 2026年 3月 31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
スポーツの普及、強化事業	屋外で元気よく楽しめる企画をしスポーツの楽しさを理解してもらい技術向上を目指す	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日 日曜日 祝日	さいたま市内	10名	学生 男女 各 15	20
各種スポーツ教室、健康づくり教室の企画と運営事業	各種スポーツ教室や健康づくり教室の企画を行い老若男女が健康増進を目的とする企画を行う	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日	さいたま市内	15名	一般 学生 児童 男女 各 30	70
各種スポーツ大会の企画、運営事業	各種スポーツに加入した方の大会を企画し世代間の交流を行う	土曜日 日曜日 祝日	埼玉県内	10名	一般 児童 学生 男女 各30	70
各種スポーツ教室、健康づくり教室への指導者育成事業	各種スポーツ指導者の養成を行い、会員方々指導者の向上を行う	土曜日 日曜日	さいたま市内	2名	一般 男女 10名	70
学校部活動廃止により受け皿としてのスポーツ活動事業	日本国内で中学校の部活が廃部と成り活動の受け皿と成り地域の活性をサポートする	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日 日曜日 祝日	さいたま市内	10名	学生 男女 各 30	70

埼玉県民誰もが参加できるスポーツ、文化、芸術のイベント企画、開催、運営事業	地域の子供達が参加できる大会を主催及び環境改善	年4回	埼玉県内	10	小学生 200 中学生 200	46
---------------------------------------	-------------------------	-----	------	----	--------------------	----

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)
前号の事業に必要な用具の販売事業	スポーツ用具の購入サポートを行い一括購入し格安で販売を目的とする	通年	さいたま市内	50名	0
参加者の送迎事業	参加者の送迎	通年	さいたま市内	1名	0
スポーツ保険加入サポート事業	スポーツ障害保険の加入をサポートし間際らしい事務手続きを行う	毎年2月から3月	さいたま市内	1名	9
スポーツとSDGs(使用していた用具や衣類を集め無償で配布する)事業	低所得者や子供が多く用具等の購入が出来ない方々へ用具のサイズアウトした方から用具を引取り配布する	毎年5月	さいたま市内	10名	0

(備考) ー以下、申請の際は削除

- 1 用紙の大きさ 日本産業規格A列4番
- 2 特定非営利活動法人〇〇〇〇には、認証を受けようとする法人の名称を記載してください。
- 3 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書を、それぞれ別業として作成してください。
- 4 「成立の日」は、認証後、法務局で設立登記が行われた日となりますので、あらかじめ具体的な年月日を記載することはできません。
- 5 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について、区分を明らかにして記載してください。
- 6 「定款の事業名」欄には、定款に記載された「事業の種類」(定款例の第5条)を記載してください。
- 7 2の(1)については、事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載してください。
「受益者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載してください。
- 8 2の(2)については、事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載してください、その他の事業を行わない場合は、記載は不要です。

2025年度 活動予算書
(成立の日から2026年3月31日まで)

特定非営利活動法人トリコロールスポーツクラブ
単位：円

科 目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	266,000		266,000
賛助会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			
スポーツの普及、強化事業収益	78,000		78,000
各種スポーツ教室、健康づくり教室の企画と運営事業収益	10,000		10,000
各種スポーツ大会の企画、運営事業収益	10,000		10,000
各種スポーツ教室、健康づくり教室への指導者育成事業収益	10,000		10,000
学校部活動廃止により受け皿としてのスポーツ活動事業収益	10,000		10,000
埼玉県民誰もが参加できるスポーツ、文化、芸術のイベント企画、開催、運営事業収益	10,000		10,000
前方の事業に必要な用具の販売事業収益		3,000	3,000
参加者の送迎事業収益		7,200	7,200
スポーツ保険加入サポート事業収益		1,000	1,000
スポーツとSDGs(使用していた用具や衣類を集め無償で配布する)事業収益		10,000	10,000
5 その他収益			
受取利息	0		0
雑収入	0		0
経常収益計 (A)	394,000	21,200	415,200
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		0
臨時雇賃金	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
仕入高	0	0	0
旅費交通費	200,000		200,000
車両費	50,000		50,000
水道光熱費	0		0
地代家賃	96,000		96,000
減価償却費	0		0
保険料	0		0
その他経費計	246,000	0	246,000
事業費計	246,000	0	246,000
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		0
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
会議費	20,000		20,000
旅費交通費	5,000		5,000
通信運搬費	3,000		3,000
水道光熱費	0		0
地代家賃	0		0
雑費	3,000		3,000
その他経費計	33,000	0	33,000
管理費計	33,000	0	33,000
経常費用計 (B)	379,000	0	379,000
当期経常増減額 (A-B)	15,000	21,200	36,200
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
経常外収益計 (C)	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計 (D)	0		0
経理区分振替額 (E)	21,200	▲ 21,200	0
①当期正味財産増減額 (A-B+C-D+E)	36,200	0	36,200
②繰り越正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額 ((1)+(2))	36,200	0	36,200

2026

年度事業計画書

特定非営利活動法人トリコロールスポーツクラブ

1 事業実施の方針

さいたま市内の中学生や小学生に対して「スポーツ環境を整備」提供する事で、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造する。

2 事業の実施に関する事項（2026年4月1日～2027年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
スポーツの普及、強化事業	屋外で元氣よく楽しめる企画をしスポーツの楽しさを理解してもらい技術向上を目指す	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日 日曜日 祝日	さいたま市内	10名	学生 男女 各15	20
各種スポーツ教室、健康づくり教室の企画と運営事業	各種スポーツ教室や健康づくり教室の企画を行い老若男女が健康増進を目的とする企画を行う	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日	さいたま市内	15名	一般 学生 児童 男女 各30	70
各種スポーツ大会の企画、運営事業	各種スポーツに加入した方の大会を企画し世代間の交流を行う	土曜日 日曜日 祝日	埼玉県内	10名	一般 児童 学生 男女 各30	70
各種スポーツ教室、健康づくり教室への指導者育成事業	各種スポーツ指導者の養成を行い、会員方々指導者の向上を行う	土曜日 日曜日	さいたま市内	2名	一般 男女 10名	70
学校部活動廃止により受け皿としてのスポーツ活動事業	日本国内で中学校の部活が廃部と成り活動の受け皿と成り地域の活性をサポートする	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日 日曜日 祝日	さいたま市内	10名	学生 男女 各30	70

埼玉県民誰もが参加できるスポーツ、文化、芸術のイベント企画、開催、運営事業	地域の子供達が参加できる大会を主催及び環境改善	年4回	埼玉県内	10	小学生 200 中学生 200	46
---------------------------------------	-------------------------	-----	------	----	--------------------	----

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)
前号の事業に必要な用具の販売事業	スポーツ用具の購入サポートを行い一括購入し格安で販売を目的とする	通年	さいたま市内	50名	0
参加者の送迎事業	参加者の送迎	通年	さいたま市内	1名	0
スポーツ保険加入サポート事業	スポーツ障害保険の加入をサポートし間際らしい事務手続きを行う	毎年2月から3月	さいたま市内	1名	0
スポーツとSDGs(使用していた用具や衣類を集め無償で配布する)事業	低所得者や子供が多く用具等の購入が出来ない方々へ用具のサイズアウトした方から用具を引取り配布する	毎年5月	さいたま市内	10名	0

(備考) 以下、申請の際は削除

- 1 用紙の大きさ 日本産業規格A4 4 番
- 2 特定非営利活動法人〇〇〇〇には、認証を受けようとする法人の名称を記載してください。
- 3 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書を、それぞれ別紙として作成してください。
- 4 「成立の日」は、認証後、法務局で設立登記が行われた日となりますので、あらかじめ具体的な年月日を記載することはできません。
- 5 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について、区分を明らかにして記載してください。
- 6 「定款の事業名」欄には、定款に記載された「事業の種類」(定款例の第5条)を記載してください。
- 7 2の(1)については、事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載してください。
「受益者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載してください。
- 8 2の(2)については、事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載してください。その他の事業を行わない場合は、記載は不要です。

2026年度 活動予算書
(2026年4月1日から2027年3月31日まで)

特定非営利活動法人トリコロールスポーツクラブ

単位: 円

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1 受取金			
正会員受取会費	266,000		266,000
賛助会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			
スポーツの普及、強化事業収益	78,000		78,000
各種スポーツ教室、健康づくり教室の企画と運営事業収益	10,000		10,000
各種スポーツ大会の企画、運営事業収益	10,000		10,000
各種スポーツ教室、健康づくり教室への指導者育成事業収益	10,000		10,000
学校部活動廃止により受け皿としてのスポーツ活動事業収益	10,000		10,000
埼玉県民誰もが参加できるスポーツ、文化、芸術のイベント企画、開催、運営事業収益	10,000		10,000
前号の事業に必要な用具の販売事業収益		3,000	3,000
参加者の送迎事業収益		7,200	7,200
スポーツ保険加入サポート事業収益		1,000	1,000
スポーツとSDGs(使用していた用具や衣類を集め無償で配布する)事業収益		30,000	30,000
5 その他収益			
受取利息	0		0
雑収入	0		0
経常収益計(A)	391,000	41,200	432,200
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		0
臨時雇賃金	0		0
法定福利費	0		0
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
仕入高	0	0	0
旅費交通費	200,000		200,000
車両費	50,000		50,000
水道光熱費	0		0
地代家賃	96,000		96,000
減価償却費	0		0
保険料	0		0
その他経費計	346,000	0	346,000
事業費計	346,000	0	346,000
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		0
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
会議費	20,000		20,000
旅費交通費	5,000		5,000
通信運搬費	5,000		5,000
水道光熱費	0		0
地代家賃	0		0
雑費	3,000		3,000
その他経費計	33,000	0	33,000
管理費計	33,000	0	33,000
経常費用計(B)	379,000	0	379,000
当期経常増減額(A-B)	12,000	41,200	53,200
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
経常外収益計(C)	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計(D)	0	0	0
経理区分振替額(E)	41,200	▲ 41,200	0
①当期正味財産増減額(A-B+C-D+E)	56,200	0	56,200
②前期正味財産額	36,200	0	36,200
次期繰越正味財産額(①+②)	92,400	0	92,400